

# 千葉県企業局建設工事指名業者選定基準の運用基準

平成6年3月31日 制定  
平成31年4月1日一部改正

## 1 選定基準第3（発注基準に対する特例）関係

第1項の定めにより、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者を指名する場合、指名業者のおおむね半数以上は基準等級に格付けされた者とする。ただし、指名する者が僅少である等地域の実情によりこれによることが困難である場合を除くものとする。

## 2 選定基準第6（指名業者選定にあたっての留意事項）関係

指名業者の選定は、選定基準第6に定める留意事項及び別表に掲げる基準に基づき行うものとする。

## 附 則

- 1 この運用基準は、平成6年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。
- 2 この運用基準は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。
- 3 この運用基準は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。
- 4 この運用基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行う工事に適用する。

別表

留意事項	基 準
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア. 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ. 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>ウ. 千葉県建設工事適正化指導要綱第15条第1項の規定による指導若しくは勧告に従わないこと、又は同要綱第11条に規定する届け出事項に虚偽の記載等があること。</p> <p>(3) 警察当局から、県に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、会社更生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営状況が著しく不健全であると判断される場合は指名しないこと。</p> <p>ただし、更生手続の開始決定、更生計画の認可等があった場合は、当該開始決定、認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。</p>
3 工事成績	<p>(1) 県発注工事の工事成績の平均が過去2年連続して65点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 県発注工事の工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰を受けていること等県発注工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工事の状況	<p>(1) 工事の手持ち状況から見て、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し指名が特定の有資格者に偏らないよう配慮すること。</p>

<p>6 当該工事 施工について の技術的 適性</p>	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種若しくは類似の工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 当該工事の作業条件が、地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等特殊な場合にあつては、当該工事と同等と認められる作業条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
<p>7 安全管理 の状況</p>	<p>(1) 県発注工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であつて明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 県発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業2か月以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
<p>8 労働福祉 の状況</p>	<p>(1) 賃金不払に関する労働基準局からの通報が県に対してあり、当該状況が継続している場合であつて明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 中小企業退職金共済法第61条に定める者を使用することが予想される者にあつては、建設業退職金共済組合と退職金共済契約を締結しているかどうか、及び県発注工事に係る建設業退職金共済組合証紙の購入状況を総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けている等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p> <p>以下の事項に該当する場合は、これを十分に尊重する。</p>
<p>9 地域貢献</p>	<p>(1) 過去2年間に県内で発生した災害（地震、風水害等）に対して、県管理施設へのパトロールや応急復旧等で緊急に出動した実績があること。</p> <p>(2) 過去2年間に県管理施設へのボランティア活動（例えば、道路・河川の清掃等）の実績があること。</p>

(注) 原則として、審査基準日以降における状況により判断するものとする。

ただし、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、判断することができるものとする。

(注) ※工事成績の平均は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に記載されている点数ではない。（名簿の平均値は、一定の計算式に基づいて付与している点数のため。）